

令和4年

第4回農業委員会総会議事録

令和4年4月7日(木)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第5号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1番	樋上 豊	2番	白山 一男
3番	土合 正夫	4番	帯刀 眞理子
5番	浅井 満	6番	城石 美枝子
7番	金 賢志	9番	森 敏朗
10番	進藤 久司	11番	栗山 信治
12番	松山 宗則	13番	明石 茂
14番	末永 久義	15番	林 康弘
16番	高橋 吉博	18番	竹内 正治
19番	永森 薫	20番	高口 宗範
21番	稲垣 潔	22番	山崎 善夫
23番	堀 正	24番	有沢 敏博
25番	小川 博行		

欠 席 委 員（2人）

8番	炭谷 一三	17番	前田 進
----	-------	-----	------

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 下限面積の設定について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 土地区画整理事業に係る意見の聴取について

- 第 4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修
主 査 北野 友之

副 主 幹 村中 一也
主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

射水市都市計画課

課長補佐 中波 達代志

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 4 年第 4 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 2 1 条の規定により、議長に
おいて「5 番 浅井委員」「9 番 森委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 事

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第5号の説明・表決）

議長（堀会長）

本日は、議案第5号の土地区画整理事業に係る意見の聴取について、都市計画課から事業の説明にお越しいただいておりますので、議案第5号の審議を先に行います。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局（中波）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第5号土地区画整理事業に係る意見の聴取について、事業計画のとおり実施されることを適当と認め、答申することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

よって議案第5号については、事業計画の変更を適当と認め答申いたします。

【都市計画課退席】

（議案第1号の説明・表決）

議長（堀会長）

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

（議案第2号説明・表決）

議長（堀会長）

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の1番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第2号の1番について説明します。

申請人は、平成29年9月に婚姻し、婚姻後は市内の賃貸アパートで妻と2人で生活しています。家財道具が年々増え、今の住まいが手狭になり大変困っており、これから子供が生まれて家族が増えることもあり、自己用住宅を建築したいと考えました。

建築用地を探していたところ、申請人夫婦が懇意にさせていただいている申請地の所有者から申請地を譲り受けることで話がまとまりました。土地所有者は、申請者が出身の妻と婚姻してからは生活する上での様々な悩みに手を差し伸べてくれており、近所で生活できれば、夫婦ともに大変心強く、安心して生活できると考えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の2番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第2号の2番について説明します。

申請人は、昭和48年12月14日に設立し、主に一般土木工事業、路面清掃作業及び除雪作業の請負を行っています。

申請地の隣地は申請人が所有しており、資材置場として利用しています。資材置場には、掘削した残土の仕分け作業を行うスペース、仕分けした資材の一時置場、作業に使用するための建設機械置場がありますが、受注工事の増加に伴って手狭な状態になっています。

申請地は、既存の資材置場に隣接しており、資材置場として一体的に利用する予定であり、敷地内に土砂流出防止用のコンクリート壁を設置し、近隣に被害を与えないように計画されています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の3番について、高口委員から説明をお願いします。

高口委員

議案第2号の3番について説明します。

申請人は、平成3年に独立し、不動産業を営んでおり、これまでに市街化区域での分譲地を造成し、販売してきました。

申請人は会社員時代から、小杉インターから近く、高岡市や富山市へのアクセスもスムーズで、金山小学校や金山保育園といった教育施設がある浄土寺での分譲地の造成を計画していました。住宅の取得を希望する、近隣の企業団地や流通センターに勤務する方や、富山市、高岡市、射水市、砺波市に勤務する方の需要が見込めるとのことです。

土地の選定にあたっては、5,000㎡程の土地が必要ですが、この地域には5,000㎡程の宅地がありません。このことから、都市計画区域外の農地で候補地を検討したところ、今回の申請地で同意が得られたため申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第 3 号説明・表決)

議長 (堀会長)

次に、議案第 3 号下限面積の設定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (北野)

議案書により説明

議長 (堀会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 3 号下限面積の設定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに可決されました。

(議案第 4 号説明・表決)

議長 (堀会長)

次に、議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (矢野)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

報 告

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

（報告第1号の説明）

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

（報告第2号の説明）

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了承をお願いいたします。

（報告第3号の説明）

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和4年第4回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時40分

その他協議・報告事項

令和4年度農政関係主要予算の概要について

「射水市アグリテックバレー構想」策定に係る地域の課題に関する
アンケートの回答概要

次回開催場所と時刻について

5月9日(月)午後2時から

射水市役所大島分庁舎大会議室

議 長

署名委員

署名委員